

# 盛岡市無電柱化推進計画

令和2年3月

盛岡市

## 目 次

はじめに.....	1
1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針.....	2
1) 盛岡市における無電柱化の現状.....	2
2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢.....	2
3) 無電柱化の対象道路.....	2
4) 無電柱化の手法.....	3
2. 無電柱化推進計画の期間.....	3
3. 無電柱化の推進に関する目標.....	3
4. 無電柱化の推進に関し講ずべき取り組み.....	4
1) 占用制度の運用.....	4
2) 関係者間の連携強化.....	4
3) 無電柱化情報の共有.....	5

## はじめに

無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点からこれまで実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等により、その必要性が増してきている。

このような現状に鑑み、国においては、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」を平成 28 年に施行している。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱推進計画の策定を市町村の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく盛岡市無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の方針や目標等を定めた無電柱化推進のための実施計画である。

## 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1) 盛岡市における無電柱化の現状

盛岡市における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備等による地中化が進められており、平成30年度末現在、市管理道路のうち約11.7kmの無電柱化が完了している。

一方、市内には市で管理する緊急輸送道路が20路線あるものの、そのうち無電柱化に着手している路線は4路線に留まっている。

### 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

無電柱化は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念を踏まえ、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により安全・安心なくらしの確保や魅力あふれる美しいまちづくりを推進する。

### 3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が必要となる。そのため、本計画においては、以下の市で管理する道路について優先的に無電柱化を推進する。

#### ① 防災

災害時における避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送道路の無電柱化を推進する。

#### ② 安全・円滑な交通確保

中心市街地を安全かつ円滑に歩行者や自転車が移動できるよう人通りの多いエリアの無電柱化を推進する。

#### ③ 良好な景観形成等

良好な景観の形成、町並みの保全、観光振興等に資するエリアの無電柱化を推進する。

#### 4) 無電柱化の手法

無電柱化は、地域の実情に応じ、電線管理者や地域住民等との協議を踏まえながら実施する。また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

### 2. 無電柱化推進計画の期間

無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）第7条に規定する無電柱化推進計画の計画期間との整合を図り、令和2年度までの実施計画とする。なお、令和3年度以降の計画については、令和2年度に改訂するものとする。

### 3. 無電柱化の推進に関する目標

令和2年度までに、以下の無電柱化の実施を目標とする。

路線名	道路延長 (km)	目標	整備内容	選定理由
梨木町上米内線 (Ⅱ工区)	0.6km	完了	道路改良(拡幅)事業と併せて無電柱化を実施	防災
盛岡駅南大通線 (大沢川原工区)	0.2km	完了	道路改良(拡幅)事業と併せて無電柱化を実施	安全・円滑
明治橋大沢川原線 (大通工区)	0.2km	完了	道路改良(拡幅)事業と併せて無電柱化を実施	安全・円滑
市道南大通二丁目 南大橋線	0.6km	着手	道路改良(歩道整備等)事業と併せて無電柱化を実施	景観形成
岩手公園開運橋線	0.3km	継続推進	道路改良(歩道整備等)事業と併せて無電柱化を実施	安全・円滑

#### 4. 無電柱化の推進に関し講ずべき取り組み

##### 1) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

###### ① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、盛岡市の緊急輸送道路においても実施を検討する。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。なお、電柱による占用を禁止する道路の区域を指定する場合は、電線事業者等の意見を聴取して進める。

###### ② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を引き続き行う。

##### 2) 関係者間の連携強化

###### ① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体等からなる岩手県無電柱化調整会議を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

###### ② 工事・設備の連携

盛岡市の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行うとともに、民地への引込設備を集約するなどにより、効率的に整備するように努める。

###### ③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

### 3) 無電柱化情報の共有

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、市の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

盛岡市無電柱化推進計画路線位置図

